

裁判員制度 Q&A

裁判員制度というのは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。これから、よくある質問について、ご説明しましょう。

Q いつから始まるのですか？

A「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の公布された日（平成16年5月28日）から、5年以内に実施される予定です。

Q どんな事件に裁判員は参加するのですか？

A殺人や強盗殺人など、国民の皆さんの関心の高い重大事件が対象になります。具体的には、

1. 死刑又は無期の懲役・禁錮にあたる罪に関する事件
2. 法定合議事件（法律上合議体で裁判することが必要とされている事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するもの に参加していただきます。

Q 一つの事件で、裁判員は何人選ばれるのですか？

A裁判官3人に対し、裁判員は6人選ばれます。

ただし、被告人が公訴事実を認めている事件の中には、裁判官1人と裁判員4人で審理されるものもあります。

Q 法律のことはよく知らないのに、刑事裁判に参加して的確に判断する自信がありません。裁判員になることは辞退できないのですか？

A自信がないというだけの理由では、辞退はできないことになっています。

裁判員になることは、だれでも初めてのことです。不安に感じられることもあるかと思いますが、法律の専門家ではない国民の皆さんに刑事裁判に参加していただくことこそが、この裁判員制度の趣旨なのです。

裁判員の仕事に必要な知識は、裁判官がていねいに説明します。検察官や弁護人も、一般の人にも分かりやすい裁判が行われるよう努力します。また、裁判員制度は、あ

なた1人に判断をしてもらう制度ではなく、裁判官と裁判員が十分に話し合いながら、最終的な結論を出す制度です。安心してご参加ください。

Q 仕事が忙しいのですが、裁判員を辞退できないのですか？

A単に仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています(とても重要な仕事があり、あなた自身が処理しなければ著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ、辞退が認められます。)

労働基準法上、裁判員の職務を行うために必要な時間は、職場を離れることが認められています。また、裁判員として裁判に参加するために仕事を休んだ場合、これを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは法律上禁止されています。忙しい中ご面倒をおかけしますが、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようよろしくをお願いします。

なお、交通費や日当は、支給されることとなっています。

Q 体力や気力に自信がありません。裁判員を辞退できないのですか？

A重い病気などで、裁判所に来ることが困難な方や裁判員の仕事をするのが困難な方は、辞退が認められます。しかし、単に体力や気力に自信がないというだけの理由では、辞退はできないことになっています。

もちろん、裁判所は、国民の皆さんの体調等にも十分配慮しますので、ご安心ください。

Q 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

A多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としてもできるだけ迅速で充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきます。

Q 犯人が怖いので、刑事事件には関わりあいになりたくありません。なんとかなりませんか？

A皆さんに安心して参加していただけるよう、裁判員を保護するためのいろいろな仕組みが設けられています。

例えば、判決を決めるにあたり個々の裁判員がどのような意見を述べたかなどは明らかにされませんし、裁判員の氏名や住所などの個人を特定する情報を公にすることはないとされています。もし検察官や弁護士などが裁判員の氏名などを漏らした場合には、刑罰が科されることになっています。

また、事件に関して裁判員に接触することは禁止されており、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科されることになっています。

Q 裁判には、関心がありません。こんな私でも裁判員にならないといけないのですか？

A裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんの感覚が裁判の内容に反映されます。それによって、司法に対する国民の理解や信頼が深まることが期待されているのです。

このような制度の意義を理解していただき、ご協力をお願いします。

Q 裁判員制度について、もっと詳しく知りたいんですけど…。

A裁判員制度については「裁判員制度コーナー」で詳しくご紹介しています。

※2005年11月から、「裁判員制度ウェブサイト」で裁判員制度に関する情報を掲載しています。

